

埼玉県央広域消防本部指定消防水利規程

(平成十九年十一月一日 訓令第十号)

(趣旨)

第一条 この訓令は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条に規定する消防水利の指定（以下「指定消防水利」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定消防水利の基準)

第二条 指定消防水利は、消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）第三条第一項及び第六条の規定に適合するものとする。ただし、消防水利の水量については四十立方メートル未満であっても、消防長が有効と認められたものは指定消防水利とすることができる。

(指定消防水利の指定)

第三条 消防長は、指定消防水利に指定するときは、その所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）から、指定消防水利承諾書（様式第一号）により承諾を得るものとする。

2 消防長は、指定消防水利として指定したときは、関係者に指定消防水利通知書（様式第二号）により通知するとともに、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の二に規定する指定消防水利の標識を掲げなければならない。

(指定消防水利の使用不能)

第四条 消防長は、指定消防水利が使用不能となるときは、関係者に対し指定消防水利使用不能届出書（様式第三号）の提出を求めるものとする。

(指定消防水利の指定内容の変更)

第五条 消防長は、指定消防水利の内容が変更となり関係者から指定消防水利変更届出書（様式第四号）が提出されたときは、関係者と協議をするものとする。

(指定消防水利の指定解除申請)

第六条 消防長は、指定消防水利の指定を解除するときは、関係者から指定消防水利解除届出書（様式第五号）の提出を求めるものとする。

2 消防長は、指定を解除したときは、関係者に指定消防水利解除通知書（様式第六号）により指定を解除するものとする。

(指定消防水利の調査)

第七条 消防長は、指定消防水利の状況を調査し、関係者の協力を得て使用可能な状態に努めるものとする。

(委任)

第八条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。